

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・天然はちみつ（04.09）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.09、07.10）
- ・食用の果実及びかんきつ類の果皮（08.05、08.06、08.07、08.08、08.11、08.14）
- ・香辛料（09.04、09.05、09.06、09.07、09.08、09.09、09.10）
- ・採油用の種及び果実並びに各種の種及び果実（12.07）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬ベンジルアデニンに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
TEL 03-3507-8800 内線 5230

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後 60 日間

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01、02.02、02.03、02.04、02.05、02.06、02.08、02.09）
- ・酪農品及び天然はちみつ（04.01、04.09）
- ・動物性生産品（05.04）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.01、07.02、07.03、07.04、07.05、07.06、07.07、07.09、07.10）
- ・食用の果実及びかんきつ類の果皮（08.04、08.05、08.07、08.08、08.09、08.10、08.11、08.13、08.14）
- ・コーヒー、茶及び香辛料（09.01、09.02、09.04、09.05、09.06、09.07、09.08、09.09、09.10）
- ・穀物（10.05）
- ・採油用の種及び果実並びに各種の種及び果実（12.01、12.07）
- ・動物性の油脂（15.01、15.02、15.06）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬イソシクロセラムに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

TEL 03-3507-8800 内線 5230

6 意見提出期限

意見提出不可

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01、02.02、02.03、02.06、02.07、02.09）
- ・魚及び甲殻類（03.02、03.03、03.04、03.06）
- ・天然はちみつ（04.09）
- ・動物性生產品（05.04）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.01、07.03、07.04、07.05、07.06、07.09、07.10、07.14）
- ・食用の果実及びかんきつ類の果皮（08.05、08.07、08.08、08.09、08.11、08.14）
- ・茶及び香辛料（09.02、09.04、09.05、09.06、09.07、09.08、09.09、09.10）
- ・穀物（10.05、10.06）
- ・採油用の種及び果実並びに各種の種及び果実（12.07、12.12）
- ・動物性の油脂（15.01、15.02）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬及び動物用医薬品オキシリニック酸に係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

TEL 03-3507-8800 内線 5230

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後 60 日間

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.09、07.10）
- ・採油用の種及び果実並びに各種の種及び果実（12.12）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬フェンメディファムに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
TEL 03-3507-8800 内線 5230

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・天然はちみつ（04.09）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.04、07.07、07.08、07.09、07.10、07.13）
- ・食用の果実及びかんきつ類の果皮（08.04、08.05、08.06、08.07、08.08、08.09、08.10、08.11、08.14）
- ・茶、マテ及び香辛料（09.02、09.03、09.04、09.05、09.06、09.07、09.08、09.09、09.10）
- ・採油用の種及び果実並びに各種の種及び果実（12.07、12.12）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬ピフルブミドに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

TEL 03-3507-8800 内線 5230

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後 60 日間

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01、02.02、02.03、02.04、02.05、02.06、02.07、02.08、02.09）
- ・魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（03.02、03.03、03.04、03.06、03.07、03.08）
- ・酪農品、鳥卵及び天然はちみつ（04.01、04.07、04.08、04.09）
- ・動物性生産品（05.04）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.01、07.02、07.03、07.04、07.06、07.07、07.08、07.09、07.10、07.13、07.14）
- ・食用の果実及びかんきつ類の果皮（08.04、08.05、08.06、08.07、08.08、08.09、08.10、08.11、08.14）
- ・茶、マテ及び香辛料（09.02、09.03、09.04、09.05、09.06、09.07、09.08、09.09、09.10）
- ・穀物（10.01、10.03、10.08）
- ・採油用の種及び果実並びに各種の種及び果実（12.01、12.02、12.04、12.05、12.06、12.07、12.12）
- ・動物性の油脂（15.01、15.02、15.06）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬キザロホップエチル及びキザロ

ホップPテフリルに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

TEL 03-3507-8800 内線 5230

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後 60 日間